

2014年2月3日役員会提出

2014年2月4日第604回常任幹事会提出

2014年2月3日

民主党代表	海江田万里様
民主党幹事長	大島 章宏様
民主党政策調査会長	櫻井 充様
民主党選挙対策委員長	馬淵 澄夫様
民主党総務委員長	近藤 昭一様
民主党財務委員長	小川 敏夫様
民主党組織委員長	古本伸一郎様
民主党広報委員長	白 眞勲様
民主党企業団体対策委員長	柳田 稔様
民主党国民運動委員長	泉 健太様
民主党青年委員長	津村 啓介様

女性候補者の擁立・支援と必要な環境整備に関する提言

民主党女性委員会

(民主党男女共同参画委員会)

委員長	郡 和子
委員長代理	吉川 沙織
副委員長	柚木 道義
副委員長	玉木雄一郎
副委員長	大西 健介
副委員長	相原久美子
副委員長	徳永 エリ
副委員長	斎藤 嘉隆

女性候補者の擁立・支援と必要な環境整備に関する提言

我が国に占める女性議員の割合は衆議院で 8.1%、参議院で 16.1%、全体で 10.8%へ減少し、世界経済フォーラムによる「ジェンダーギャップ指数 (GGI)」で日本は、昨年の 101 位から 105 位へ後退し、特に政治分野における数値が世界的にも最も低い水準にあります。

民主党政権が 2010 年 12 月閣議決定した「第 3 次男女共同参画基本計画」における、「社会のあらゆる分野について、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度に」という目標を達成するためには、実効性ある積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の推進は不可欠です。

昨年 7 月、当時の小川子ども・男女共同参画調査会長と林国民運動委員会男女共同参画局長より、当時の野田代表、輿石幹事長、高木選対委員長に対し「申入れ」が行なわれました。

しかし、その後の衆参選挙、都議選において女性議員が大きく減少した状況を踏まえ、女性委員会 (男女共同参画委員会) として改めて、各種選挙における積極的な女性候補者の擁立・支援と、その環境整備に向けた提言とその実現に向けた具体的提案をとりまとめました。

民主党が女性の政治参加に最も積極的に取り組む政党であることを、代表・幹事長・政調会長の強いリーダーシップのもと明確なメッセージとして党内外に示すことは、党の再生と更なる支持の拡大に強いインパクトを与えるもので不可欠と考えます。各取組が継続的かつ実効性あるものとするため必要な体制と環境を整備し、その実現へ全党を挙げた取り組みがなされるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【提言】

1. 2020 年に所属議員に占める女性議員比率 30%への道筋となる、「(政党) クォータ制」導入も含めた具体的な「女性候補者擁立方針」を策定すること。
2. 継続的な「女性候補者公募」の実施など、擁立方針の実現に必要な具体的な候補者発掘策、候補者支援策を策定・実行すること。
3. 候補者決定過程に必ず女性が参画するよう関係役員に登用すること。党運営・執行組織等あらゆる場面において女性の登用・参画を進め、2020 年に党役員の女性比率 30%以上を目指すこと。
4. 「子ども・子育て」「男女共同参画」政策を改めて党の重要政策の柱の一つとして位置付け、「子ども・男女共同参画調査会」を総合調査会として再開すること。
5. 女性候補者の発掘・支援、「子ども・子育て」「男女共同参画」政策の推進に関する予算を、党が交付を受けている政党交付金の 1%にあたる額以上とすること。
6. 取り組みを進めるに際し、最大の支持組織である連合に対し理解・協力を求め、各産別組合、地方連合会と都道府県連レベルの連携を目指すこと。加えて、「ダイバーシティ」や「ジェンダー」課題に積極的に取り組む政党であることを、女性団体のみならず、各種団体、NGO・NPO、民間企業、関係府省等、広く内外にアピールするための連携と広報に力を入れること。

【提言実現に向けた具体的提案】

1. 2020年に所属議員に占める女性議員比率30%への道筋となる、「(政党)クオータ制」導入も含めた具体的な「女性候補者擁立方針」を策定すること。
 - (1) 党として「女性候補者擁立方針」を策定し、また、都道府県連においても本部方針に基づき「女性候補者擁立方針」を策定するよう求める。その内容は数値目標等、可能な限り具体的かつ実効性あるものとする。
 - (2) 「女性候補者擁立方針」において、2020年までに党所属の女性国会議員割合30%の実現へ、次期衆参選挙を経て20%以上、次次期の衆参選挙を経て30%以上を目指す。また、次期統一選を経て都道府県連所属議員の女性議員が占める割合を20%以上、次次期の統一選を経て30%以上を目指す。
 - (3) 次期衆議院選挙においては、党所属女性衆議院議員比率を20%以上とするため、女性候補者の擁立にあたり以下の点に留意し、擁立を目指す。
 - ①女性現職・前職候補者の再選を最優先と据える。
 - ②新人の擁立にあたり、小選挙区6選挙区につき女性候補者1名以上の擁立を目指すとともに、可能な限り女性候補者不在都道府県を解消することにより、全ての比例ブロック名簿において女性候補者20%以上を目指す。
 - (4) 次期・次次期参議院議員選挙において以下の点に留意し、擁立を目指す。
 - ①女性現職・前職候補者の再選を最優先課題と据える。
 - ②選挙区で新人候補者を擁立するにあたり、3年ごとに改選される候補者の、少なくとも一方が女性候補者となるよう、都道府県連に理解と協力を求める。
 - ③比例区においては、2013年の選挙において比例区名簿掲載者の女性比率20%を達成していることから、名簿掲載者の女性候補者30%以上を目指す。その際、新人候補者擁立にあたり、3年ごとに改選される組織内候補者の、少なくとも一方が女性候補者となるよう、連合および各擁立産別に対して理解と協力を求める。
 - (5) 次期統一選において、現在10.9%（地方議員フォーラム参加議員数による）である女性地方自治体議員比率が20%以上となるよう、以下の点に留意し、擁立を目指す。
 - ①女性現職・前職候補者の再選を最優先の課題と据える。
 - ②2012年7月24日付で都道府県連宛に出された、選挙対策委員会「市区町村議会議員拡大支援について」における要請項目の《取り組みにおける参考例》の「3. 女性議員・候補者の拡大について」に示された内容^{*}を踏襲する。
 - ③民主党女性地方自治体議員空白県の解消を目指す。
 - ④都道府県議会において民主党女性議員ゼロ議会の解消と、女性議員在籍議会におけるプラスワンを目指す。
 - ⑤政令市議会において民主党女性議員ゼロ議会の解消と、女性議員在籍議会におけるプラスワンを目指す。
 - ⑥一般市・町・村議会、特に一般市議会における複数擁立にあたり、候補者3名以上につき、女性候補者を1名以上を擁立するよう努力する。

2. 継続的な「女性候補者公募」の実施など、擁立方針の実現に必要な具体的な候補者発掘策、候補者支援策を策定・実行すること。

- (1) 「女性候補者公募」を継続的に実施する。次期統一選においては第一次公認後、女性候補者公募を、希望する都道府県連と連携し実施する。
- (2) 一般公募とは別に、各種団体、NGO・NPO、民間企業・官公庁等において活躍する人材について、党内の「他薦」による公募をあわせて行う。
- (3) 公募合格者の情報を一元化し女性候補者バンクを設ける。
- (4) 女性新人候補者支援「WS 基金」の基盤強化に加え、女性候補者擁立に積極的な都道府県連へのインセンティブを設ける。また、新人候補者貸付金の女性候補者分の都道府県連返還分を原資とする、都道府県連女性候補者支援基金の設立を促す。
- (5) 新人候補者に対する選挙に関する基本的知識やノウハウを共有する機会として、ブロックごとに選挙・政策の研修の場を設ける。

3. 候補者決定過程に必ず女性が参画するよう関係役員に登用すること。党運営・執行組織等あらゆる場面において女性の登用・参画を進め、2020年に党役員の女性比率30%以上を目指すこと。

- (1) 党本部における候補者選定・決定過程（選挙対策委員会・役員会・常任幹事会）に必ず女性が参画するよう、関係役員に登用する。現選挙対策委員会役員に早急に女性の登用を行う。また、都道府県連においては、候補者選定・決定過程に女性または男女共同参画担当が参画するよう、その登用を都道府県連に求める。
- (2) 候補者選定過程のみならず、党務委員会をはじめとする執行組織ならびに、その運営に女性の登用と参画を進める。また同様に、都道府県連執行組織においても、女性または男女共同参画担当の参画・登用を都道府県連に求める。
- (3) 海外要人・外交団や連合をはじめとする各種団体との面談・協議等の際、出席役員の選定にあたり男性役員のみにも偏ることのないよう努める。

4. 「子ども・子育て」「男女共同参画」政策を改めて党の重要政策の柱の一つとして位置付け、「子ども・男女共同参画調査会」を総合調査会として再開すること。

- (1) 「子ども・男女共同参画総合調査会」において、「省庁横断」の関係施策について「総合的」に議論を行う。
- (2) 次期統一選において、子育て・現役世代に働きかける材料として「子ども・子育て」と「男女共同参画」に関する統一政策を取りまとめる。
- (3) NPO など「現場」で活動する団体や有識者との連携により、子育て・現役世代のニーズと問題意識に即した「現実的な」政策提案を目指す。

5. 女性候補者の発掘・支援、「子ども・子育て」「男女共同参画」政策の推進に関する予算を、党が交付を受けている政党交付金の1%にあたる額以上とすること。

- (1) 「1%にあたる額」とは、女性候補者の擁立・支援に係る予算、男女共同参画委員会予算、「子ども・男女共同参画総合調査会」運営予算、党の取り組みを党外へアピールするための広報予算等の合算額とする。
- (2) 余剰予算が出た場合、党の財政事情を踏まえた上で一定額を基金とする。

6. 取り組みを進めるに際し、最大の支持組織である連合に対し理解・協力を求め、各産別組合、地方連合会と都道府県連レベルの連携を目指すこと。加えて、「ダイバーシティ」や「ジェンダー」課題に積極的に取り組む政党であることを、女性団体のみならず、各種団体、NGO・NPO、民間企業、関係府省等、広く内外にアピールするための連携と広報に力を入れること。

- (1) 女性候補者の発掘・拡大・支援について、連合との定期的な協議の場において共通の課題として常態的に議題とし、連携して取り組むよう呼びかける。また、出席者には関係女性役員を加える。
- (2) 各産別組織、地方連合会に、女性候補者の発掘・拡大・支援について理解を求め、統一選において都道府県連との具体的な協力・支援・連携がなされるよう努める。
- (3) 女性候補者公募をはじめとする取り組みについては、「プレス民主」をはじめとする従来の党内広報に留めず、広く党外にアピールする手段を検討する。

以上

※「市区町村議会議員拡大支援について」（2012年7月24日選挙対策委員会）

《取り組みに関する参考例》（抜粋）

3 女性議員・候補者の拡大について

政治分野における男女共同参画拡大は政府の基本方針であることも踏まえ、各級自治体議員選挙において、女性候補者を前回比で1名以上増加することを意識的にお取り組み願いたい。特に、町村議会全体の40%近くは党派を問わず女性議員がゼロの現状にある。民主党女性議員ゼロの議会は、これを解消すべく最大限の努力をお願いしたい。

なお、従前よりの党本部方針である「3名区では1名以上の女性候補擁立」の完全実施に努めていただきたい。